

平成28年度税制改正に係る地方
税財源の確保に関する要請書

平成 27 年 11 月 25 日

千 葉 県 市 長 会

千 葉 県 町 村 会

千葉県町村議会議長会

現在、政府・与党において、平成 28 年度税制改正に向けて本格的な議論が行われておりますが、市町村においては、住民ニーズに的確に対応しつつ、自主的・自律的に財政運営を行い、諸施策を推進しており、安全・安心な社会の実現に向けた防災・減災事業に係る財政需要が増大するとともに、社会保障関連経費は増加し続けていることなどから、引き続き税財源の充実強化を図っていくことが必要であります。

そこで、全国市長会、全国町村会及び全国町村議会議長会がそれぞれにおいて、税制改正に関する意見及び緊急決議等をしておりますとおり、現行制度の堅持に向けてご尽力くださるよう強く要望いたします。

記

1 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

2 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等

消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

3 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税込の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

平成27年11月25日

千葉県市長会長 志賀直温

千葉県町村会長 岩田利雄

千葉県町村議会議長会長 大澤義和